

和七年五月八日各警察署ニ於テ大和館関係者及従業員代表  
 會見ノ結果左記條件ヲ以テ内滿解決シ尔来本件ニ関シ何等双  
 方ニ於テ異議申立セサル為メ本書ニ通シ作成署名捺印シ各一  
 通宛所持保管スルモノトス

記

- 一 一全走千五拾円也ヲ大和館関係者側ヨリ従業員側(爭議関  
 係者)へ提供スルコト
- 一 大和館経営者側ニ於テ今後不都合ナキ限り減首及減俸ヲ  
 セサルコト
- 一 退職手當ハ六ヶ月以上遑年迄ハ日給ノ五月份迄ケ年々増ス  
 毎ニ日給五日分ヲ経営者側ニ於テ支給スルコト
- 一 一年一西月俸五十分ノ一ノ昇給ヲ経営者ニ於テ為スコト
- 一 公休日ハ月ニ走四日俸八月二回ニ分ケ支給スルコト
- 一 病氣負傷ノ節ハ場合ニ依リ見舞金ヲ経営者側ヨリ給與ス
- 一 早出ノ場合ハ経営者側ヨリ一全拾銭也ヲ支給ス

一 戦時受役中ハ俸給全額勤務演習獲召ノ場合ハ俸給ノ半額ヲ  
 支給スルコト

一 組合加入ハ本人ノ自由タルハシ

一 爭議ニ因ル犧牲者ハ出サザルコト

一 経営者変更ノ場合ハ従業員々立合ハシムルコト

以 上

(坂井秀雄代理)

- 川 田 三 郎
- 坂 井 次 平
- 大 江 喜 一 郎
- 弓 木 茂 利
- 歌 川 輝 秀
- 中 村 孝 太 郎
- 野 津 ま つ 江
- 蒲 井 晁 楓